

地方消費税交付金（引き上げ分）の財源充前一覧表

消費税が平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、引き上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化するとともに明示するよう総務省から通知（平成26年1月24日付）がありました。（令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げ）

その用途の範囲については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされていることから、下記のとおり充当いたしました。

（単位：千円）

款	項	事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち引き上げ分の 地方消費税交付金
民生費	社会福祉費	24,013,004	9,961,237	14,051,767	1,747,170
	老人福祉費	7,964,916	1,500,651	6,464,265	786,761
	児童福祉費	41,327,707	23,942,185	17,385,522	2,176,548
	生活保護費	22,160,612	15,970,456	6,190,156	682,411
	災害救助費	7	1	6	0
衛生費	保健衛生費	8,745,758	654,775	8,090,983	837,968
教育費	教育総務費	3,463,864	1,050,311	2,413,553	51,880
	幼稚園費	132,366	94	132,272	17,262
合計		107,808,234	53,079,710	54,728,524	6,300,000